

平成 2 3 年第 4 回（4 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年4月12日(火)  
開会10時00分 閉会10時55分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

欠員 1名

出席委員の氏名 石丸 茂信、岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義  
和才 直俊、D、是木 則幸、奥家 信弘  
賀部 正直、矢頭 道雄、守口 信義、瀬口 勝美  
若山 善一、是木 輝義

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
1件

議案第13号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

## 6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様おはようございます。  
先月の総会の翌日11日ですが、東北・関東地方で大きな災害が発生しましたが、これが何年したら落ち着くのかと思ったりしています。  
農地も相当な面積が被害を受けておりますけれども、当分は耕作もできない農地や、永久的に耕作出来ない農地もあるのではないかと  
思っています。東北地方の農家の皆さんにはご心労だと思っております。  
それでは、今月の農業委員会総会のご案内をしたところ、委員も皆さん全員出席ありがとうございます。  
早速ですが、今月の総会の議事録署名人に矢頭道雄さんと守口信義委員のお二人を指名いたします。よろしくをお願いします。  
では本日の総会は農地法第5条が1件と吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認が上程されています。  
議案第12号について事務局より説明をお願いします。

### 議案第12号

事務局 「議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。  
議案の1ページをお開きください。  
土地の表示は別府〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積2,381㎡で、所有者は東京都中央区日本橋箱崎町〇-〇〇〇号、Aさん他11名で、耕作者は今吉のBさんでしたが、本申請のために合意解約の手続きをされましたので現在耕作者はいません。  
譲受人は、本町大字別府〇〇〇番地〇、Cさんです。  
本件の転用理由並びに転用計画については、譲受人のCさんが菓子工場並びに店舗建築のため、所有者であるAさん他11名から譲り受けるものであります。  
転用計画については店舗144.0㎡と菓子製造工場164.0㎡の建築と駐車場22台分を確保するものであります。  
店舗・工場・駐車場を併せて、延べ建築面積610.0㎡、建ぺい率25.61%であります。  
申請場所は議案2ページの吉富町全図をご覧ください。赤丸の箇所が今回の申請地で、議案3ページに位置図を添付しています。  
4ページの詳細位置図をご覧ください。赤色で彩色した所が申請地で、県道山内吉富線沿いの土地であります。5ページには所有者全員の氏名と住所をした字図を添付しています。6・7ページには土地利用計画図並びに配置図を添付しています。この図面を横にして見ていただ

くと、左側が西側となり、左側から工場、事務所、南側に駐車場の配置となっています。

また、7ページの配置図では、汚水を赤色・雨水を青色で排水経路を示しています。

8・9ページには店舗並びに工場の計画平面図、10ページから12ページには造成に伴う断面図を添付しています。

1ページにお戻りください。転用目的実現の確実性については資金計画書並びに預金残高証明、金銭貸与承諾書が添付され、資金の確実性は認められます。

周辺農地への影響等ですが、5ページの地籍図のように、東は県道、西側は里道と農地に接しています。北側については農地並びに宅地、南側は農地に接しています。

なお、造成に伴う土留めについては四方に既製品のL型擁壁を設置し、土砂の流出がないよう計画されています。

なお隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。また、排水放流協議書についても協議済みであります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については13ページの農地転用判断基準シートから、農地区分については、申請地の所在する農地は農振農用地区域外にある第2種農地と判断されますが、申請地の周辺は宅地が連たんしている区域に近接し、かつ、10ha未満であります。

また、参考書類として他の候補地比較表も添付されています。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長            それでは、地元委員の石丸委員に現地の状況などを説明お願いします。

石丸委員        事務局からの説明のとおりですが、菓子工場を建てるということで、どのような排水がでるのか聞いたのですが、私のところに来た人は代理人で、放流水などは良く分からないとのことでしたが、土地改良区理事排水放流の承認をもらっていたので署名をしましたが、この土地は湿田のため作物が作りにくく、以前からこの土地を売りたいと言っていたようで、転用については特に問題はないと思います。

会 長            地元委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員           質疑なしの声あり

会 長            では、議案第12に関しましては承認することと決めます。

議案第13号

事務局           「議案第13号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認につ

いて」をご説明いたします。

吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について、別紙のとおり提出されたので承認を求めるものです。

17ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が2件の通知を受理しています。

整理番号1については、借借人は大字広津のDさんで、貸貸人は大字広津のEさん、申請農地は広津〇〇〇番〇、広津〇〇〇番〇、広津〇〇〇番〇、の3筆で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

次に整理番号2については、借借人は中津市三光のFさん、貸貸人は大字幸子のGさんで、申請農地は幸子〇〇番、幸子〇〇番の2筆で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

以上2件について吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認を求めるものであります。以上で説明終わります

会 長 事務局から説明がありましたが、この件について皆様方より何か質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第13号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは議案第13号については承認することと決めます。

報告事項

会 長 次に報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項ですが、議案第12号と同様の内容でありますので、整理番号1並びに2についての説明は省略させていただきます。

整理番号3についてご説明いたします。

借借人は大字幸子のHさんで、貸貸人は大字幸子のIさん、申請農地は幸子〇〇〇番の1筆です。

永小作の解約で、解約の理由は借り手の都合によるものです。

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 報告事項が終わりました。委員のみなさん何か質疑ございませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 次はその他の項になります。事務局説明お願いいたします。

事務局 最初の会長のあいさつの中でもありましたように東北地方太平洋沖地震義援金の募集が全国農業会議から届いています。

義援金募集の趣旨等については19ページのとおりです。

事務局からは、各委員の皆様には自治会または各所の募金箱に義援金として協力していただいているとは思いますが、本町農業委員会としてこの義援金についてどのような取り組みをするか審議をお願いいたします。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、各自治会や日本赤十字等が募金を受け付けて皆さんも募金には協力していることと思いますが、少し立場を変えて頂いて農業委員ということでご検討いただきたいと思います。

和才委員 金額は別としてこのような大災害が起こることについて、何かできることとして一人一人ではなく、まとめてしてはどうでしょうか。

会 長 これは農林中央金庫に送金でまとめた送金ですよ

事務局 吉富町農業委員会として送金いたします。

石丸委員 農業委員会として一人いくらと決めてはどうでしょうか？

会 長 自治会としても募金するにも大変苦勞しました。後で考えてみたら一律いくらと決めておけばよかったですと思いました。

金額の話になりましたが、徴収はどのようにしましょうか。

事務局 徴収については期限が6月30日までとなっていますので、来月の総会でも結構です。

会 長 それでは今日は金額を決めることとしましょう。

若山委員 新聞やテレビをみると農業関係が大きな被害を受けているようです。農業委員も報酬を頂いていますので、議員と同じとまではいかないですが、いくらかのことはしないとイケないと思っていました。

瀬口委員 議員は1万円でしたよね

和才委員 農協の職員は一律千円で、我々役員は2千円をしましたので、参考にして下さい。

会 長 農協の話がでましたので農業共済の話をしめすと、理事は5千円でした。団体の規模等で一概には言えませんので参考にはならないと思いますがその様にしました。

事務局長 それでは委員と事務局一人2千円として、16名で3万2千円となりますがどうでしょうか

瀬口委員 農業委員としての活動が中々見えないので、3千円位はどうでしょうか

事務局長 もう少し上げてと言う意見がでましたが、一人3千円で委員14名と事務局2名で総額5万円とすることによりよろしいでしょうか。

委員全員 異議なしの声あり

会 長 それでは吉富町農業委員会としては5万円を義援金として募金することといたします。

次に農業委員の活動記録についてですが事務局説明お願いいたします。

事務局 これは農業委員がどのような活動をしているか把握する必要があることから、4月より月ごとの委員活動を記録し報告をお願いするものです。議案を入れている封筒に別途4月から6月の3ヶ月分の記録簿を入れています。

記録方法は21ページの例によりご説明いたしましと、農家の方から管理の悪い農地についての苦情等が寄せられた場合、現地の状況を確認して所有者又は耕作者への指導や、農地の利用状況等を確認するための農地パトロール等の報告をお願いするものです。表には日にちと活動内容にあった項目に活動した回数を記録していただくものです。この項目に無いような相談等については別途報告書も事務局にございますので、そのような場合は事務局に一報下さい。

会 長 本当なら以前からしなければならなかったことで、遅いくらいのことと、委員の皆さんよろしくお願いいたします。

他に事務局から何かありますか。

事務局 お礼が遅くなりましたが、先月お願いしましたT P Pの署名活動は委員の皆さんのおかげで300名弱の署名が集まりました。有難うございました。

会 長            それでは他になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局            次回の委員会の日程ですが、定例日が10日であることから5月は  
10日（火）となりますが委員の皆さんよろしいでしょうか。

各委員            異議なし

会 長            では、5月の総会は10日（火）午前10時からとします。  
これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時55分 閉会